

国東市学校給食費滞納整理等事務処理要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、国東市学校給食費条例(令和 2 年国東市条例第 39 号。以下「条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する学校給食費(以下「給食費」という。)の滞納整理等事務を適切に処理するため、国東市債権管理条例(平成 25 年国東市条例第 1 号)及び国東市債権管理条例施行規則(平成 25 年国東市規則第 1 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第 2 条 市長は、毎月の定められた納付期限までに給食費を納付しない保護者等(以下「滞納者」という。)に対し、条例第 5 条の規定により、督促状(様式第 1 号)を発送するものとする。

(催告)

第 3 条 市長は、前条の督促に応じない滞納者に対し、その都度、催告書(様式第 2 号)を発送するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する滞納者については、この限りでない。

- (1) 死亡している者
- (2) 行方不明の者
- (3) 破産手続中の者(滞納給食費を債務として申立てた場合に限る。)
- (4) 納付誓約等に基づき納付をしている者のほか確実に納付が認められる者
- (5) その他市長が催告の必要がないと認めた者

2 市長は、前項の催告に応じない滞納者に対し、その都度、再催告書(様式第 3 号)を発送するものとする。

3 前 2 項の規定による催告及び再催告は、原則として文書により行うものとし、催告及び再催告する際に指定すべき納付期限は、送付する日を含め 10 日後以降とする。

(納付指導等)

第 4 条 市長は、滞納者に対して次に掲げる納付指導を行うものとする。

- (1) 電話、文書、臨戸訪問等により給食費滞納の長期化が学校給食の運営の支障となることを十分に説明すること。
 - (2) 不在者及び納付約束を履行しない滞納者には、再度電話、文書、臨戸訪問等を行うこと。
- 2 市長は、納付指導を行った滞納者について、債権管理台帳(給食費管理システム)に納付状況及び納付指導の経緯を記録するものとする。
- 3 市長は、滞納者が明らかに準要保護世帯(経済的な理由により、小中学校への就学

が困難な児童生徒を持つ保護者に対して、援助が必要と認められる世帯をいう。)に該当すると認められる場合は、給食費滞納解消を前提に準要保護の申請について相談を受けるものとする。

(分割納付誓約)

第5条 市長は、前条第1項に規定する納付指導を行った結果、滞納者が経済的事情その他の理由で、滞納給食費を一括納付することが困難であると認められるときは、学校給食費債務承認兼納付誓約書(様式第4号。以下「納付誓約書」という。)を提出させることにより、分割納付を認めることができるものとし、これに基づき納付の履行を求めるものとする。

2 市長は、納付誓約書の誓約内容における滞納給食費及び毎月の給食費の納付が未納となり、納付約束が履行されなかった滞納者については、約束不履行者として認定することとする。

(児童手当からの徴収)

第6条 市長は、滞納者からの申出がある場合、児童手当法(昭和46年法律第73号)第21条第1項及び第2項の規定に基づき、児童手当から給食費の徴収を実施することができる。

(最終催告)

第7条 市長は、第3条第2項に規定する再催告及び第5条に規定する納付誓約書の提出に応じない滞納者に対し、訴訟手続移行予告通知兼最終催告書及び来庁要請書(様式第5号)を配達証明付内容証明郵便等により送付するものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する滞納者については適用しない。

- (1) 生活保護世帯で、教育扶助費代理納付(保護者の同意を得て、学校給食費分の生活保護費を直接市に支払うことをいう。)の手続を行った者
- (2) 主たる生計維持者の死亡又は失業により生活困窮が著しい状態にある者
- (3) 世帯主及び同居者の疾病により長期間の入院、療養を必要とする状態で給食費の支払が困難な者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、生活困窮の著しい状態が明らかな者

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する滞納者については、最終催告を取り消すものとする。

- (1) 滞納給食費を完納した者
- (2) 納付誓約書を提出した者

(法的措置対象者の決定)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する滞納者を裁判所にする訴えの提起等の法的措置をとる対象となる者(以下「法的措置対象者」という。)として決定するものとする。

- (1) 前条第1項に規定する訴訟手続移行予告通知兼最終催告書及び来庁要請書を送付しても何ら反応を示さず滞納給食費を納付しない者
- (2) 第5条第2項に規定する約束不履行の認定を受け、納付する意思が認められ

ない者

(法的措置)

第 9 条 法的措置対象者として決定した滞納者に対しては、特別の事情がない限り、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)の規定に基づき、滞納給食費の支払を求める法的措置をとるものとする。

2 訴訟上の和解については、滞納給食費の納付及び今後の毎月の給食費を納付期限内に納付することを条件とする。

3 法的措置対象者として決定した滞納者に対しては、法的措置通知書(様式第 6 号)を送付するものとする。

(強制執行)

第 10 条 市長は、判決等に基づく債務名義を得た場合及び滞納者が前条第 2 項に規定する和解条項に違反した場合は、特別の事情がない限り、民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)第 22 条の規定に基づき強制執行の申立てを行うものとする。

2 前条第 1 項及び前項の法的措置等の実施については、必要に応じて弁護士等に委託するものとする。

(不納欠損処分)

第 11 条 市長は、時効等により滞納給食費に係る債権が消滅した場合において、法令又は条例によって滞納給食費に係る債権を放棄し、当該債権について不納欠損処分をすることができる。

(個人情報の保護)

第 12 条 この告示の施行にあたっては、国東市個人情報保護法施行条例(令和 5 年国東市条例第 1 号)及び国東市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和 5 年国東市規則第 6 号)の規定に基づき、園児、児童、生徒及び保護者の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。